



沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（人事課） … 1
- 沖縄県財務規則の一部を改正する規則（財政課） … 8
- 沖縄県使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則（財政課） … 10
- 沖縄県補助金等の交付に関する規則の一部を改正する規則（財政課） … 10
- 沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則（財政課） … 12
- 沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課） … 12

告 示

- かいの指定の解除（財政課） … 12
- 全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更する規約（財政課） … 12
- 西日本宝くじ事務協議会規約の一部を変更する規約（財政課） … 13
- 石油製品輸送等補助金交付規程（地域・離島課） … 13
- 公平委員会の事務の受託・2件（市町村課） … 20

訓 令

- 文書管理規程の一部を改正する訓令（総務私学課） … 22
- 沖縄県職員人事評価実施規程（人事課） … 23
- 沖縄県職員の被服等貸与規程の一部を改正する訓令（行政改革推進課） … 32
- 試験研究等業務嘱託員設置規程の一部を改正する訓令（科学技術振興課） … 32
- 沖縄県工業技術センター嘱託研究員設置規程の一部を改正する訓令（科学技術振興課） … 33
- 深層水技術嘱託員設置規程の一部を改正する訓令（科学技術振興課） … 33
- 沖縄県情報技術嘱託員設置規程の一部を改正する訓令（情報政策課） … 34
- 沖縄県出納事務局決裁規程の一部を改正する訓令（会計課） … 34

県議会事項

- 沖縄県議会事務局職員表彰規程の一部を改正する訓令 … 34

規 則

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第22号

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「が勤務のためその者の住居と勤務公署との間を交通機関を利用して往復」を「（以下「嘱託員等」という。）が通勤（嘱託員等が勤務のためその者の住所と勤務公署との間を往復することをい

う。以下同じ。)」に改め、「別に定める」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者を除く。

第3条を第5条とし、第2条の次に次の2条を加える。

(通勤費用相当額)

第3条 前条第2項の通勤費用相当額は、次の各号に掲げる嘱託員等に対し、当該各号に定める額を通勤回数に応じて支給する。

(1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする者(第3号に掲げる者を除く。) 当該交通機関の利用区間に係る通用期間1か月の定期券の価額又は平均1か月当たりの通勤所要回数分の回数券の価額のうち最も低廉となるものを平均1か月当たりの通勤所要回数で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で知事が別に定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする者(次号に掲げる者を除く。) 別表第3距離区分の欄と同表額の欄に掲げる額

(3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする者次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 利用する交通機関の距離が通常徒歩によることを例とする距離以上であり、かつ、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である者 第1号及び前号に定める額

イ 第1号に定める額が第2号に定める額以上である者(アに掲げる者を除く。) 第1号に定める額

ウ 第1号に定める額が第2号に定める額未満である者(アに掲げる者を除く。) 第2号に定める額

2 勤務した日のうち通勤が片道のみである場合には、前項各号に定める額に2分の1を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるときは、知事が別に定める額を支給することができる。

第4条 嘱託員等は、新たに任用された場合及び住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃の額に変更があった場合には、通勤届(様式)により、その通勤の実情を速やかに所属長(沖縄県行政組織規則(昭和49年沖縄県規則第18号)に規定する課の長及び出先機関(同規則第9条の組織を含む。)の長、沖縄県教育庁組織規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号)に規定する本庁の課、教育事務所若しくは教育機関の長、沖縄県警察の組織に関する規則(昭和47年沖縄県公安委員会規則第2号)に規定する本庁の課、室、所若しくは隊の長及び警察学校若しくは警察署の長、選挙管理委員会事務局の書記長、沖縄県労働委員会事務局組織規則(昭和47年沖縄県規則第67号)に規定する調整審査課の長又は議会事務局の課の長をいう。以下同じ。)に届け出なければならない。

2 通勤費用相当額は、これを受けている嘱託員等にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日から支給額を改定する。ただし、通勤費用相当額を増額して改定する場合は、前項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日から改定する。

3 所属長は、現に通勤費用相当額の支給を受けている嘱託員等について、前条第1項の嘱託員等としての要件を満たしているかどうか及び通勤費用相当額が適正であるかどうかを、当該嘱託員等に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。

別表第1中	沖縄県障害者介護給付費等不服審査会委員	日額 9,300	を
-------	---------------------	----------	---

沖縄県障害者介護給付費等不服審査会委員	日額 9,300	に、
沖縄県障害児通所給付費等不服審査会委員	日額 9,300	

沖縄県歴代宝案編集委員会	委 員	日額 9,300
	調 査 委 員	日額 9,300

を

沖縄県歴代宝案編集委員会委員	日額 9,300
----------------	----------

に改める。

別表第2中

統計調査指導員	日額6,850円 以内で知事が 別に定める額
深層水技術嘱託員	日額 7,000
嘱託研究員	日額 12,000
沖縄県情報技術嘱託員	日額 9,300
沖縄県放射能調査員	日額 10,700

旅費条例の規定の適用を受ける職員の旅費相当額

を

統計調査指導員	日額6,850円 以内で知事が 別に定める額
沖縄県情報技術嘱託員	日額 9,300
沖縄県放射能調査員	日額 10,700

旅費条例の規定の適用を受ける職員の旅費相当額

に、

沖縄県生活保護認定等事務適正化調査員	日額 9,100
--------------------	----------

を

沖縄県生活保護認定等事務適正化調査員	日額 9,100
沖縄県介護扶助適正化支援員	日額 9,100

に、

	学 校 医	日額 20,900
	教務支援嘱託員	日額 8,700

を

	学 校 医	日額 20,900
	包括的看護	日額 11,500

	補助嘱託員		に、
	島しょ・へき地看護補助嘱託員	日額 11,500	
医療安全相談員			を
沖縄県立浦添看護学校	図書業務嘱託員	日額 8,700	
医療安全相談員		日額 9,800	に、
麻薬中毒者相談員		月額 10,000	を
米穀等流通事務嘱託員		日額 9,800	
病虫害防除員		日額 4,200	
農薬安全指導員		日額 3,400	
麻薬中毒者相談員		月額 10,000	に、
試験研究等業務嘱託員		日額 6,700	
深層水技術嘱託員		日額 7,000	
米穀等流通事務嘱託員		日額 9,800	
沖縄県食品表示調査・相談等事務嘱託員		日額 9,800	
農地調整事務嘱託員		日額 8,400	
病虫害防除員		日額 4,200	
沖縄県立農業大学校	舎 監	月額 144,900	を
	実習助手	日額 6,700	
試験研究等業務嘱託員		日額 6,700	
沖縄県立農業大学校	舎 監	日額7,600。	

		ただし、夜間勤務の場合は、1回につき9,100	に、
	実 習 助 手	日額 6,700	
┌			
家畜衛生業務嘱託獣医師		日額 13,200	を
土地改良財産管理嘱託員		日額 10,000	
└			
┌			
家畜衛生業務嘱託獣医師		日額 13,200	に、
└			
┌			
工芸技術指導講師		講義1時間につき 2,770	を
└			
┌			
工芸技術指導講師		講義1時間につき 2,770	に、
嘱託研究員		日額 12,000	
└			
┌			
就業相談員		日額 8,600	を
向上訓練等推進員		日額 7,800	
└			
┌			
就業相談員		日額 8,600	に、
└			
┌			
沖縄県巡回就職支援相談員		日額 7,860	を
沖縄県訓練委託先開拓員		日額 7,860	
└			
┌			
沖縄県巡回就職支援相談員		日額 7,860	に、
└			
┌			
沖縄県立芸術大学	参 与	月額 250,000	を
	専 門 員	月額 200,000	
	客 員 教 授	講義1時間につき 6,600	
└			

「	<table border="1"> <tr> <td>沖縄県立芸術大学</td> <td>客員教授</td> <td>講義1時間につき 6,600</td> <td></td> </tr> </table>	沖縄県立芸術大学	客員教授	講義1時間につき 6,600		に、							
沖縄県立芸術大学	客員教授	講義1時間につき 6,600											
「	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>国際交流コーディネーター</td> <td>日額 12,800</td> <td></td> </tr> </table>		国際交流コーディネーター	日額 12,800		を							
	国際交流コーディネーター	日額 12,800											
「	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>国際交流コーディネーター</td> <td>日額 12,800</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>就職支援アドバイザー</td> <td>日額 11,300</td> <td></td> </tr> </table>		国際交流コーディネーター	日額 12,800			就職支援アドバイザー	日額 11,300		に、			
	国際交流コーディネーター	日額 12,800											
	就職支援アドバイザー	日額 11,300											
「	<table border="1"> <tr> <td>沖縄県学校非常勤講師</td> <td>授業等1時間につき2,770</td> <td>知事が別に定める額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>沖縄県立総合教育センター嘱託医</td> <td>日額 10,500</td> <td rowspan="2">旅費条例の規定の適用を受ける職員の旅費相当額</td> <td rowspan="2">を</td> </tr> <tr> <td>教職員の悩み相談員</td> <td>日額 9,300</td> </tr> </table>	沖縄県学校非常勤講師	授業等1時間につき2,770	知事が別に定める額		沖縄県立総合教育センター嘱託医	日額 10,500	旅費条例の規定の適用を受ける職員の旅費相当額	を	教職員の悩み相談員	日額 9,300		
沖縄県学校非常勤講師	授業等1時間につき2,770	知事が別に定める額											
沖縄県立総合教育センター嘱託医	日額 10,500	旅費条例の規定の適用を受ける職員の旅費相当額	を										
教職員の悩み相談員	日額 9,300												
「	<table border="1"> <tr> <td>沖縄県学校非常勤講師</td> <td>授業等1時間につき2,770</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>沖縄県立総合教育センター嘱託医</td> <td>日額 10,500</td> <td></td> <td rowspan="2">に、</td> </tr> <tr> <td>教職員の悩み相談員</td> <td>日額 9,300</td> <td></td> </tr> </table>	沖縄県学校非常勤講師	授業等1時間につき2,770			沖縄県立総合教育センター嘱託医	日額 10,500		に、	教職員の悩み相談員	日額 9,300		
沖縄県学校非常勤講師	授業等1時間につき2,770												
沖縄県立総合教育センター嘱託医	日額 10,500		に、										
教職員の悩み相談員	日額 9,300												
「	<table border="1"> <tr> <td>英語活動アドバイザー</td> <td>講義1時間につき 2,770</td> <td>知事が別に定める額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>理科支援員等コーディネーター</td> <td>日額 9,300</td> <td rowspan="2">旅費条例の規定の適用を受ける職員の旅費相当額</td> <td rowspan="2">を</td> </tr> <tr> <td>スクールソーシャルワーカー</td> <td>日額 9,300</td> </tr> </table>	英語活動アドバイザー	講義1時間につき 2,770	知事が別に定める額		理科支援員等コーディネーター	日額 9,300	旅費条例の規定の適用を受ける職員の旅費相当額	を	スクールソーシャルワーカー	日額 9,300		
英語活動アドバイザー	講義1時間につき 2,770	知事が別に定める額											
理科支援員等コーディネーター	日額 9,300	旅費条例の規定の適用を受ける職員の旅費相当額	を										
スクールソーシャルワーカー	日額 9,300												
「	<table border="1"> <tr> <td>英語活動アドバイザー</td> <td>講義1時間につき 2,770</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>理科支援員等コーディネーター</td> <td>日額 9,300</td> <td></td> <td rowspan="2">に、</td> </tr> <tr> <td>スクールソーシャルワーカー</td> <td>日額 9,300</td> <td></td> </tr> </table>	英語活動アドバイザー	講義1時間につき 2,770			理科支援員等コーディネーター	日額 9,300		に、	スクールソーシャルワーカー	日額 9,300		
英語活動アドバイザー	講義1時間につき 2,770												
理科支援員等コーディネーター	日額 9,300		に、										
スクールソーシャルワーカー	日額 9,300												

電話交換業務員	日額 7,200
---------	----------

を

電話交換業務員	日額 7,200
放置違反金徴収員	日額 9,700

に改める。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3 (第3条関係)

距離区分(片道)	額
5キロメートル未満	110円
5キロメートル以上10キロメートル未満	260円
10キロメートル以上15キロメートル未満	410円
15キロメートル以上20キロメートル未満	560円
20キロメートル以上25キロメートル未満	710円
25キロメートル以上30キロメートル未満	850円
30キロメートル以上35キロメートル未満	1,000円
35キロメートル以上40キロメートル未満	1,130円
40キロメートル以上45キロメートル未満	1,250円
45キロメートル以上50キロメートル未満	1,340円
50キロメートル以上55キロメートル未満	1,450円
55キロメートル以上60キロメートル未満	1,550円
60キロメートル以上65キロメートル未満	1,640円
65キロメートル以上70キロメートル未満	1,740円
70キロメートル以上	1,900円

別表第3の次に次の1様式を加える。

様式 (第4条関係)

通 勤 届

年 月 日提出

--	--	--

所属長		勤務公署名					
殿		所在地					
氏名	印	平均1か月当たりの通勤所要回数					
住所							
沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則第4条の規定に基づき通勤の実情を届け出ます。							
届出の理由（該当する□にレ印を付する。） <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 住居の変更 <input type="checkbox"/> 通勤経路又は方法の変更 <input type="checkbox"/> 運賃等の負担額の変更 <input type="checkbox"/> その他（ ）				<input type="checkbox"/> 直前の届出の区間と同一の区間がある。 （該当する区間に係る順路欄の□にレ印を付する。） （届出の理由が生じた日） 年 月 日			
順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所 要 時 間	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	備 考
1 <input type="checkbox"/>		住居から（ 経由） まで	・ km	分		円	
2 <input type="checkbox"/>		から（ 経由） まで	・ km	分		円	
3 <input type="checkbox"/>		から（ 経由） まで	・ km	分		円	
4 <input type="checkbox"/>		から（ 経由） まで	・ km	分		円	
5 <input type="checkbox"/>		から（ 経由） まで	・ km	分		円	
		から（ 経由） まで	・ km	分		円	
他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等					総 通 勤 距 離		km
					総 所 要 時 間		分
記入上の注意及び添付書類 1 「平均1か月当たりの通勤所要回数」欄には、常勤の職員と同様の勤務形態の場合は21回と記入する。 2 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、バス等の別を記入する。 3 「乗車券等の種類」欄には、定期券（1か月）、回数券等の別を記入する。 4 「左欄の乗車券等の額」欄には、定期券の価額、回数券の価額等乗車券等に応ずる額を記入する。 5 「備考」欄には、定期券を持たない理由、回数券の片道及び月間の使用枚数等を記入する。 6 往路と帰路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。 7 通勤経路の略図（経路朱線）は、この様式の裏面に記入する。 8 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。 9 届出を行う場合は、通勤届に次に掲げる書類を添付すること。 (1) 住民票その他居住地を証明する書類 (2) 運賃の負担を証明する領収書等（自動車等を使用することを常例とする者を除く。）							

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年 4月 1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第3条の規定は、この規則の施行の日前から引き続き任用されている嘱託員等で、当該任用に係る任用期間が満了していない者については、当該任用期間が満了する日までの間、なお従前の例による。ただし、当該任用期間をこの規則の施行の日以後に更新する場合にあっては、当該更新された期間についてはこの限りでない。

沖縄県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第23号

沖縄県財務規則の一部を改正する規則

沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第46条第3項中「翌日」の次に「（当該翌日が沖縄県の休日定める条例（平成3年沖縄県条例第15号）に規定する休日に当たるときは、その翌日を当該翌日とみなす。）」を加える。

第60条中「第161条第1項第17号」を「第161条第1項第15号及び第17号」に改め、同条第2号中「、公社又は公団」を「又は公社」に改め、同条に次の2号を加える。

(15) 株式会社ゆうちょ銀行に支払う経費

(16) 後納郵便料

第70条第1項中「電信電話料金」の次に「、社会保険料、後納郵便料」を加える。

第77条の5を第77条の6とし、第77条の4の次に次の1条を加える。

（自動口座振替による支払）

第77条の5 令第161条第1項第8号及び第13号から第14号まで並びに第60条第15号に掲げる経費については、当該経費の支払に係る専用の口座から自動口座振替により支払うことができる。

第100条第2項第3号中「にあつては設計金額4億円未満のものに限る」を「を除く」に改め、同項第4号中「1億5千万円未満」を「4億円未満」に改める。

第110条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第146条中「必要があるもの」の次に「及び県税に係る現金で会計管理者が認めるもの」を加える。

別表第2中	「コザ児童相談所	自立支援班の班長	」を
-------	----------	----------	----

「	コザ児童相談所	保護班の班長	」に、
---	---------	--------	-----

「	土木事務所（宮古土木事務所及び八重山土木事務所を除く。）	庶務班の班長	」を
---	------------------------------	--------	----

「	土木事務所（宮古土木事務所及び八重山土木事務所を除く。）	庶務班の班長 中部土木事務所管理班の主幹	」に、
---	------------------------------	-------------------------	-----

「	埋蔵文化財センター 青少年の家	総務班の班長 事務長	」を
---	--------------------	---------------	----

「	埋蔵文化財センター	総務班の班長	」に、
---	-----------	--------	-----

「	北部食肉衛生検査所 浦添看護学校	主幹 教務班の班長	」を
---	---------------------	--------------	----

「	北部食肉衛生検査所	主幹	」に、
---	-----------	----	-----

「	病虫害防除技術センター 中城湾港建設事務所	企画管理班の班長 管理班の班長	」を
---	--------------------------	--------------------	----

「	病虫害防除技術センター	企画管理班の班長	」に、
---	-------------	----------	-----

「			」
---	--	--	---

大阪事務所	主幹	を
-------	----	---

大阪事務所	主査	に改める。
-------	----	-------

別表第 8 中「公社又は公団」を「独立行政法人又は公社」に、

即時支払をしなければ購入又は借入れをしがたい経費		を
--------------------------	--	---

即時支払をしなければ購入又は借入れをしがたい経費 株式会社ゆうちょ銀行に支払う経費		に、「及び電信電話
--	--	-----------

料金」を「、電信電話料金及び後納郵便料」に改める。

附 則

この規則は、平成24年 4月 1 日から施行する。

沖縄県使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第24号

沖縄県使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県使用料及び手数料条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 2 号中「及びC型肝炎ウイルス検査料」を「、B型肝炎ウイルス検査料及びC型肝炎ウイルス検査料」に改める。

附 則

この規則は、平成24年 4月 1 日から施行する。

沖縄県補助金等の交付に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第25号

沖縄県補助金等の交付に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「他の規則」の次に「（以下「法令等」という。）」を加える。

第 2 条に次の 3 項を加える。

4 この規則において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 県以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って交付するもの
- (2) 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金

5 この規則において「間接補助事業等」とは、前項第 1 号の給付金の交付又は同項第 2 号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。

6 この規則において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。

第 3 条第 1 項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 補助事業等の経費の配分、経費の使用方法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画

第 3 条第 2 項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、同項第 6 号中「関する事業」を「関する事項」に改

め、同号を同項第5号とし、同項中第7号を第6号とする。

第4条第1項中「法令」を「法令等」に改め、同条第2項中「加えて」の次に「補助金等の」を加える。

第5条第1項中「補助事業等」を「補助金等」に改め、「附することができる」を「附するものとする」に改め、同項に次の2号を加える。

(5) 補助事業者等が間接補助金等を交付する場合において、間接補助事業者等に対し前各号の交付条件に準じ必要な条件を附すること。

(6) その他知事が必要と認める事項

第5条第2項中「当該補助事業等」を「当該補助事業者等」に改める。

第8条第1項中「補助金等のうち」を「補助事業等のうち」に改め、同条第2項中「取り消す」を「取り消すことができる」に改め、同項第2号中「補助事業者等」の次に「又は間接補助事業者等」を、「補助事業等」の次に「又は間接補助事業等」を、「補助金等」の次に「又は間接補助金等」を加え、同条第3項第2号中「行なうための」を「行なうため」に改める。

第9条の見出しを「(補助事業等及び間接補助事業等の遂行)」に改め、同条中「法令」を「法令等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 間接補助事業者等は、法令等の定及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもつて間接補助事業等を行わなければならない、いやしくも間接補助金等の他の用途への使用(利子の軽減を目的とする第2条第4項第1号の給付金にあつてはその交付の目的となつていづる融資又は利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第2号の資金にあつてはその融通の目的に従つて使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。以下同じ。)をしてはならない。

第13条中「当該事業者等に通知するものとする」を「当該補助事業者等に通知しなければならない」に改める。

第14条第1項中「報告に係る補助事業等」の次に「の成果が補助金等」を加える。

第15条第1項中「法令」を「法令等」に改め、同条第3項中「第1項」の次に「又は第2項」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 知事は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関して法令等に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

第16条中「命ずるものとする」を「命じなければならない」に改め、同条に次の2項を加える。

3 知事は、第1項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第2項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者等の申請により、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

4 第6条の規定は、前3項の処分をした場合について準用する。

第17条第1項中「前条第1項の規定により」を「第15条第1項の規定による処分に関し、」に改め、「100円(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を削り、「年10.95」を「年10.95パーセント」に改め、同条第3項中「補助事業者」を「補助事業者等」に改め、同条第4項中「未納額100円(100円未満の端数は切り捨てる。)」につき「年10.95パーセント」を「未納付額につき年10.95パーセントの割合」に改める。

5 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

6 第1項の規定による加算金又は第4項の規定による延滞金の額を計算する場合における年当たりの割合は、じゆん 閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

7 知事は、第1項又は第4項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者等の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

第19条を第20条とし、第18条の次に次の1条を加える。

(理由の提示)

第19条 知事は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業

等の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

第20条を第22条とし、第19条の次に次の1条を加える。

(立入検査等)

第21条 知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県規則第26号

沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県証紙条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表3の項を削り、同表中4の項を3の項とし、5の項から37の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県規則第27号

沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県税条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第19条中「第72条の49の12第3項」を「第72条の49の16第3項」に改める。

別表35の項中「第20条の9の3第3項」を「第20条の9の3第4項」に改める。

附 則

この規則中別表35の項の改正規定は公布の日から、第19条の改正規定は平成25年1月1日から施行する。

告 示

沖縄県告示第208号

沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第2条第1号の規定により、次のかいを解除し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県立浦添看護学校

沖縄県中城湾港建設事務所

沖縄県立宮古青少年の家

沖縄県立石垣青少年の家

沖縄県告示第209号

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6

において例による同法第252条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更する規約

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

第3条第2号中「相模原市」の次に「、熊本市」を加える。

第6条中「委員9人」を「委員10人」に改める。

附 則

- 1 この規約は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規約による変更後の規約（以下「変更後の規約」という。）第8条第1項の規定により平成25年3月31日までの間に委員に選任された者の任期は、変更後の規約第8条第2項の規定にかかわらず、同日までとする。

沖縄県告示第210号

西日本宝くじ事務協議会規約の一部を変更したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6において例による同法第252条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

西日本宝くじ事務協議会規約の一部を変更する規約

西日本宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

第3条中「広島市及び岡山市」を「広島市、岡山市及び熊本市」に改める。

第6条中「委員21人」を「委員22人」に改める。

第17条第2項中「広島県及び岡山県」を「広島県、岡山県及び熊本県」に改め、「岡山市に」の次に「、熊本県にあつては熊本県知事及び熊本市長の協議により定めた割合をもつて熊本県及び熊本市に」を加える。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

沖縄県告示第211号

石油製品輸送等補助金交付規程を次のように定める。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

石油製品輸送等補助金交付規程

（趣旨）

第1条 知事は、沖縄島から離島（沖縄振興特別措置法施行令（平成14年3月31日政令第102号）第1条の規定により定められた島をいう。）へ輸送される石油製品について、本島並みの価格の安定と円滑な供給を図るため、石油製品の販売事業者、輸送業者等（以下「補助事業者」という。）の当該輸送等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（定義）

第2条 この告示において「石油製品」とは、揮発油、灯油（ジェット燃料を除く。）、軽油及びA重油をいう。

（補助金の対象経費）

第3条 補助金の対象経費は、石油製品の輸送等に要する海上運賃その他知事が認める経費とする。

（補助金の交付申請）

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、石油製品輸送等補助金交付申請書（第1号様式）を毎年4月30日までに知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めるときは、その申請時期を変更することができる。

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条の申請書を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金の交付決定を行い、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 補助事業者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、石油製品輸送等補助事業取下申請書(第2号様式)を補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して20日を経過する日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の概算払申請)

第7条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、石油製品輸送等補助金概算払申請書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(事業計画の変更申請)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容及び経費の変更をしようとするときは、石油製品輸送等補助事業計画変更承認申請書(第4号様式)を知事に提出して事前にその承認を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第9条 補助事業者は、補助事業の各四半期(第4四半期を除く。)分の遂行状況について、翌四半期の第1月の20日までに石油製品輸送等補助事業遂行状況報告書(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月15日のいずれか早い期日までに石油製品輸送等補助事業実績報告書(第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金の経理区分等)

第11条 補助事業者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区分した帳簿を備え、その収支の状況を明らかにしなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び補助金に係る証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業完了の年度以降5年間保存しなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第12条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、石油製品輸送等補助事業中止(廃止)承認申請書(第7号様式)を知事に提出し、事前にその承認を受けなければならない。

(石油製品の小売価格の報告)

第13条 補助事業者は、各四半期ごとに、各月1日現在の石油製品の小売価格について、翌四半期の第1月の20日までに石油製品小売価格報告書(第8号様式)を知事に提出しなければならない。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度予算に係る補助金から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

第1号様式(第4条関係)

石油製品輸送等補助金交付申請書

第 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

住所又は所在地
事業所名
代表者名

印

次のとおり 年 月 日から 年 月 日までの間、県内離島へ石油製品の輸送等を行いた
いので、石油製品輸送等補助金交付規程第4条の規定により補助金を交付されるよう下記のとおり申請しま
す。

記

- 1 交付申請額
- 2 事業の目的
- 3 事業の内容
 - (1) 補助対象油種
 - (2) 仕入相手先
 - (3) 販売相手先
 - (4) 輸送方法、地域区分、輸送数量及び補助対象経費

輸送方法	<input type="checkbox"/> ドラム (容量:) <input type="checkbox"/> タンクローリー (容量: k) <input type="checkbox"/> コンテナ (容量: k) <input type="checkbox"/> タンカー (容量: k) <input type="checkbox"/> その他: (容量: k)				地域区分					
	年月	輸送数量	棧橋通過料	積地荷役料		海上賃	揚地荷役料	棧橋通過料	倉入料	計
年	4月									
	5月									
	6月									
	7月									
	8月									
	9月									
	10月									
	11月									
	12月									
年	1月									
	2月									
	3月									
	計									

- 4 その他
- 第2号様式 (第6条関係)

石油製品輸送等補助事業取下申請書

第 年 月 日

沖縄県知事 殿

住所又は所在地
事業所名
代表者名

印

年 月 日付け 第 号で申請した石油製品輸送等補助金交付申請書を石油製品輸送等補助金交付規程第6条の規定により取り下げます。

第3号様式（第7条関係）

石油製品輸送等補助金概算払申請書

第 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

住所又は所在地
事業所名
代表者名

印

年 月 日付け沖縄県指令企第 号で補助金の交付決定通知があった事業に係る補助金について、次のとおり概算払を受けたいので、石油製品輸送等補助金交付規程第7条の規定により申請します。

記

- 1 補助金交付額
- 2 既受領額
- 3 今回申請額
- 4 概算払の申請理由

年月	輸送数量	棧橋 通過料	積地 荷役料	海上 運賃	揚地 荷役料	棧橋 通過料	倉入料	計	備考
年 4月									
5月									
6月									
7月									
8月									
9月									
10月									
11月									
12月									
年 1月									

2月									
3月									
計									

第4号様式 (第8条関係)

石油製品輸送等補助事業計画変更承認申請書

第 年 月 日 号

沖縄県知事 殿

住所又は所在地
事業所名
代表者名

印

年 月 日付け沖縄県指令企第 号で補助金の交付決定通知があった石油製品輸送等補助事業について下記のとおり計画を変更したいので、石油製品輸送等補助金交付規程第8条の規定により承認くださるよう申請します。

記

輸送方法	<input type="checkbox"/> ドラム (容量: k) <input type="checkbox"/> タンクローリー (容量: k) <input type="checkbox"/> コンテナ (容量: k) <input type="checkbox"/> タンカー (容量: k) <input type="checkbox"/> その他: (容量: k)				地域区分					
	年月	輸送数量	棧橋通過料	積地荷役料		海上賃	揚地荷役料	棧橋通過料	倉入料	計
	年									
	4月									
	5月									
	6月									
	7月									
	8月									
	9月									
	10月									
	11月									
	12月									
	年									
	1月									
	2月									
	3月									
	計									

第5号様式 (第9条関係)

石油製品輸送等補助事業遂行状況報告書

第 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

住所又は所在地
事業所名
代表者名

印

年 月 日付け沖縄県指令企第 号で補助金の交付決定通知があった石油製品輸送等補助事業 (月～ 月分) について、年 月 日現在の遂行状況を石油製品輸送等補助金交付規程第9条の規定により、次のとおり報告します。

輸送方法	<input type="checkbox"/> ドラム (容量:) <input type="checkbox"/> タンクローリー (容量: k) <input type="checkbox"/> コンテナ (容量: k) <input type="checkbox"/> タンカー (容量: k) <input type="checkbox"/> その他: (容量: k)				地域区分					
	年月	輸送数量	棧橋通過料	積地荷役料	海上賃	揚地荷役料	棧橋通過料	倉入料	計	備考
年 4月										
5月										
6月										
7月										
8月										
9月										
10月										
11月										
12月										
年 1月										
2月										
3月										
計										

第6号様式 (第10条関係)

石油製品輸送等補助事業実績報告書

第 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

住所又は所在地
事業所名
代表者名

印

年 月 日付け沖縄県指令企第 号で補助金の交付決定通知があった石油製品輸送等補助事業が完了（廃止）しましたので、石油製品輸送等補助金交付規程第10条の規定により、次のとおり報告します。

輸送方法	<input type="checkbox"/> ドラム	(容量:)	地域区分						
	<input type="checkbox"/> タンクローリー	(容量: k)							
	<input type="checkbox"/> コンテナ	(容量: k)							
	<input type="checkbox"/> タンカー	(容量: k)							
	<input type="checkbox"/> その他:	(容量: k)							
年月	輸送数量	棧橋通過料	積地荷役料	海上賃	揚地荷役料	棧橋通過料	倉入料	計	備考
年 4月									
5月									
6月									
7月									
8月									
9月									
10月									
11月									
12月									
年 1月									
2月									
3月									
計									

第7号様式（第12条関係）

石油製品輸送等補助事業中止（廃止）承認申請書

第 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

住所又は所在地
事業所名
代表者名

印

年 月 日付け沖縄県指令企第 号で補助金の交付決定通知があった石油製品輸送等補助事業を中止（廃止）したいので、石油製品輸送等補助金交付規程第12条の規定により申請します。

中止（廃止）の理由
第8号様式（第13条関係）

石油製品小売価格報告書（ 年 月～ 月）

第 号
 年 月 日

沖縄県知事 殿

住所又は所在地
 事業所名
 代表者名 印

石油製品の小売価格について、石油製品輸送等補助金交付規程第13条の規定により、次のとおり報告します。

（離島名： ）

油 種 \ 月	月 1 日 現在	月 1 日 現在	月 1 日 現在	備 考
揮発油（ハイオク）	円／	円／	円／	
揮発油（レギュラー）	円／	円／	円／	
灯 油（一般向）	円／	円／	円／	
〃（雑貨店向）	円／	円／	円／	
軽 油	円／	円／	円／	
A 重 油	円／	円／	円／	

- 注1 小売価格は、店頭価格とする。
 2 小売価格は、消費税を含まない金額を記入すること。

沖縄県告示第212号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、次の規約により宜野湾市ほか39市町村の公平委員会の事務を受託したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

市町村（別表のとおり。）と沖縄県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約
 （公平委員会の事務の委託）

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、市町村（別表のとおり。以下「甲」という。）は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を沖縄県（以下「乙」という。）に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の条例、規則及び人事委員会規則その他の規程の定めるところによる。

（経費）

第3条 委託事務を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

（その他必要な事項）

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

別表

宜野湾市	豊見城市	東村	伊江村	西原町	渡名喜村	八重瀬町
石垣市	うるま市	今帰仁村	読谷村	与那原町	南大東村	多良間村
浦添市	宮古島市	本部町	嘉手納町	南風原町	北大東村	竹富町
名護市	南城市	恩納村	北谷町	渡嘉敷村	伊平屋村	与那国町
糸満市	国頭村	宜野座村	北中城村	座間味村	伊是名村	
沖縄市	大宜味村	金武町	中城村	粟国村	久米島町	

沖縄県告示第213号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、次の規約により倉浜衛生施設組合ほか23一部事務組合並びに沖縄県介護保険広域連合及び沖縄県後期高齢者医療広域連合の公平委員会の事務を受託したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

一部事務組合及び広域連合（別表のとおり。）と沖縄県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（公平委員会の事務の委託）

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、一部事務組合及び広域連合（別表のとおり。以下「甲」という。）は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を沖縄県（以下「乙」という。）に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の条例、規則及び人事委員会規則その他の規程の定めるところによる。

（経費）

第3条 委託事務を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

（その他必要な事項）

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

別表

倉浜衛生施設組合	中城村北中城村清掃事務組合	北部広域市町村圏事務組合
----------	---------------	--------------

東部清掃施設組合
 沖縄県市町村自治会館管理組合
 糸満市・豊見城市清掃施設組合
 本部町今帰仁村清掃施設組合
 本部町・今帰仁村消防組合
 沖縄県市町村総合事務組合
 島尻消防、清掃組合
 東部消防組合

中部衛生施設組合
 中城北中城消防組合
 金武地区消防衛生組合
 国頭地区行政事務組合
 南部広域行政組合
 中部広域市町村圏事務組合
 八重山広域市町村圏事務組合
 南部広域市町村圏事務組合

比謝川行政事務組合
 中部北環境施設組合
 沖縄県離島医療組合
 那覇市・南風原町環境施設組合
 那覇港管理組合
 沖縄県介護保険広域連合
 沖縄県後期高齢者医療広域連合

訓 令

沖縄県訓令第28号

知 事 部 局

文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

文書管理規程の一部を改正する訓令

文書管理規程（昭和49年沖縄県訓令第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1中		防 災 危 機 管 理 課	知防	を
		返 還 問 題 対 策 課	知返	

		地 域 安 全 政 策 課	知地	に改める。
		防 災 危 機 管 理 課	知防	

別表第2中	自 動 車 税 事 務 所	自税	を
	海 洋 深 層 水 研 究 所	企海	
	畜 産 研 究 セ ン タ ー	畜研	
	農 業 研 究 セ ン タ ー	農研	
	農 業 研 究 セ ン タ ー 名 護 支 所	研名	
	農 業 研 究 セ ン タ ー 宮 古 島 支 所	研宮	
	農 業 研 究 セ ン タ ー 石 垣 支 所	研石	
	森 林 資 源 研 究 セ ン タ ー	森研	
	水 産 海 洋 研 究 セ ン タ ー	水研	
	水 産 海 洋 研 究 セ ン タ ー 石 垣 支 所	石水	
	工 業 技 術 セ ン タ ー	工技	

自 動 車 税 事 務 所	自税	に改め、同表浦添看護学校の項を
---------------	----	-----------------

削り、同表中 「 八 重 山 農 林 水 産 振 興 セ ン タ ー 八 振 」 を

八 重 山 農 林 水 産 振 興 セ ン タ ー	八 振
農 業 研 究 セ ン タ ー	農 研
農 業 研 究 セ ン タ ー 名 護 支 所	研 名
農 業 研 究 セ ン タ ー 宮 古 島 支 所	研 宮
農 業 研 究 セ ン タ ー 石 垣 支 所	研 石
畜 産 研 究 セ ン タ ー	畜 研
森 林 資 源 研 究 セ ン タ ー	森 研
水 産 海 洋 研 究 セ ン タ ー	水 研
水 産 海 洋 研 究 セ ン タ ー 石 垣 支 所	石 水
海 洋 深 層 水 研 究 所	海 研

に、

大 阪 事 務 所	商 大
-----------	-----

を

大 阪 事 務 所	商 大
工 業 技 術 セ ン タ ー	工 技

に改め、同表中城湾港建設事務所

の項を削る。

附 則

この訓令は、平成24年 4月 1日から施行する。

沖縄県訓令第29号

知 事 部 局
労 働 委 員 会 事 務 局

沖縄県職員人事評価実施規程を次のように定める。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県職員人事評価実施規程

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 人事評価の方法（第 3 条－第 7 条）
- 第 3 章 人事評価の手続
 - 第 1 節 公務貢献評価の手続（第 8 条－第 17 条）
 - 第 2 節 職務行動評価の手続（第 18 条－第 22 条）
- 第 4 章 特別評価（第 23 条）
- 第 5 章 雑則（第 24 条－第 29 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この訓令は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第40条第 1 項の規定に基づき、知事の事務部局及び労働委員会の事務部局の職員（次条の規定により総務部長が別に定める職員を除く。）がその職務を遂行するに当たり挙げた業績及び発揮した能力を把握した上で勤務成績の評価を

行うこと（以下「人事評価」という。）により、人事管理の厳正かつ公正な実施を図り、もって職員の人材育成及び組織の活性化に資することを目的とする。

（人事評価の対象職員）

第2条 人事評価は、法第3条第2項に規定する一般職に属する職員について実施する。ただし、総務部長が別に定める職員にあつては、この限りでない。

第2章 人事評価の方法

（人事評価の体制）

第3条 人事評価を行う者（以下「評価者」という。）及び評価者間の評価を調整する者（以下「調整者」という。）は、別表第1のとおりとする。

2 調整者は、前項の規定によることが適当でないとする場合は、評価者を別に定めることができる。

3 評価者は、1次評価者（評価者のうち、第8条に規定する被評価者（人事評価を受ける者をいう。以下同じ。）との面談、第11条に規定する被評価者の自己申告の結果を参考に評価を行う者をいう。以下同じ。）に代わって評価を行う者を補助評価者として指名することができる。

4 1次評価者は、被評価者の目標設定の補助、業務遂行状況に関する情報提供等の事務を行う者を事務補助として指名することができる。

（評価期間）

第4条 人事評価の対象となる期間（以下「評価期間」という。）は、4月1日から翌年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、4月1日後の日に新たに職員となった者に係る評価期間は、当該職員が採用された日から翌年（採用された日が1月1日以後である場合は、同年）の3月31日までとする。

（人事評価の方法）

第5条 人事評価は、公務貢献評価（職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行う勤務成績の評価をいう。以下同じ。）及び職務行動評価（職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行う勤務成績の評価をいう。以下同じ。）により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、新たに職員となった者（主事（相当職を含む。）に補された者に限る。）に係る人事評価は、職務行動評価のみにより行うものとする。

3 公務貢献評価は、評価期間において職員が果たすべき役割について、業務に関する目標を第8条の規定により設定した上で、当該業務に関する目標の達成度を評価することにより行うものとする。

4 職務行動評価は、評価期間において現実に職員が職務遂行の中でとった行動を、別表第2に定める評価項目ごとに、同表に定める定義に照らして、当該職員が発揮した能力の程度を評価することにより行うものとする。

（評語の付与等）

第6条 公務貢献評価に当たっては第8条の規定により設定した目標ごとに、職務行動評価に当たっては評価項目ごとに、それぞれ評価の結果を表示する記号（以下「個別評語」という。）を付すほか、当該公務貢献評価又は当該職務行動評価の結果をそれぞれ総合的に表示する記号（以下「総合評語」という。）を付すものとする。

2 個別評語及び総合評語の付与に関する基準は、総務部長が別に定める。

3 人事評価に当たっては、個別評語及び総合評語を付した理由その他参考となるべき事項を記載するように努めるものとする。

（人事評価支援システム）

第7条 人事評価は、原則として、沖縄県人事評価支援システム（電子計算機を利用して人事評価に関する事務の処理を行うためのシステムで総務部人事課長（以下「人事課長」という。）が管理するものをいう。）で作成する公務貢献評価シート（第1号様式）及び職務行動評価シート（第2号様式）（以下「評価シート」という。）により行うものとする。

第3章 人事評価の手続

第1節 公務貢献評価の手続

（目標の設定）

第8条 1次評価者（補助評価者を含む。この章において同じ。）は、人事評価の開始に際し、被評価者と面談を行い、公務貢献評価における個人の目標（被評価者ごとに設定する業務に関する目標をいう。以下

同じ。)を設定するものとする。

(難易度の設定)

第9条 1次評価者は、前条で設定した個人の目標について、その難易度を設定するものとする。

2 1次評価者は、標準より高い難易度を設定しようとするときは、2次評価者（1次評価者の評価に基づき評価を行う者をいう。以下同じ。）及び調整者の承認を得なければならない。

3 前項の場合において、2次評価者及び調整者は、人事評価の公正を図るため必要があると認める場合には、同項の難易度を修正することができる。

(個人の目標の見直し)

第10条 1次評価者は、被評価者から個人の目標の修正、追加又は削除の求めがある場合は、当該被評価者と面談を行い、当該目標の修正、追加又は削除の可否を判断しなければならない。

2 1次評価者は、個人の目標の進捗状況の確認並びに目標達成に向けての助言及び指導のため、必要に応じて、被評価者と面談を行うことができる。

(自己申告)

第11条 被評価者は、評価期間中における個人の目標の達成度に関する自らの認識その他参考となるべき事項について、1次評価者に申告するものとする。

(目標達成状況の確認)

第12条 1次評価者は、公務貢献評価を行うに際し、被評価者と面談を行い、個人の目標の達成度の確認並びに目標達成への取り組みに対する助言及び指導を行うものとする。

(1次評価)

第13条 1次評価者は、第11条の自己申告及び前条の規定により実施した面談の結果を参考に評価を行うものとする。

(2次評価)

第14条 2次評価者は、前条の評価に基づき、評価を行うものとする。

2 2次評価者は、前条の評価について、適正を欠くと認める場合には、1次評価者に再評価を行わせることができる。

(調整)

第15条 調整者は、評価者間の評価について、不均衡を是正する観点から審査を行い、調整者としての総合評語を付すことにより調整を行うものとする。

2 調整者は、評価者による評価について、著しく均衡を欠くと認める場合には、評価者に再評価を行わせることができる。

(確認)

第16条 知事は、調整者による調整について審査を行い、適当でないと認める場合には調整者に再調整を行わせた上で、適当である旨の確認を行うものとする。

(評価結果の通知及び開示)

第17条 知事は、前条の確認を行った後に、すべての被評価者に対し人事評価結果通知書（第3号様式）により通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた被評価者は、自己の評価シートの開示を求めることができる。

3 前項の評価シートの開示の手続については、総務部長が別に定める。

第2節 職務行動評価の手続

(自己申告)

第18条 被評価者は、評価期間中における発揮した能力に関する自らの認識その他参考となるべき事項について、1次評価者に申告するものとする。

(1次評価)

第19条 1次評価者は、評価期間中における被評価者の行動及び前条の自己申告の結果を参考に、評価を行うものとする。

(2次評価)

第20条 2次評価者は、前条の評価に基づき、評価を行うものとする。

2 2次評価者は、前条の評価について、適正を欠くと認める場合には、1次評価者に再評価を行わせることができる。

(評価者による指導及び助言)

第21条 1次評価者は、2次評価者が評価を行った後に、被評価者と面談を行い、職務行動評価に係る評価者の評価及びその根拠となる事実に基づき指導及び助言を行うものとする。

(職務行動評価の手續に関する規定の準用)

第22条 第15条から第17条までの規定は、職務行動評価の手續について準用する。

第4章 特別評価

(特別評価の実施)

第23条 法第22条第1項の条件附採用を正式のものとするか否かについての判断のために行う人事評価(以下「特別評価」という。)は、条件附採用期間中の職員に対して、職務行動評価により実施する。

- 2 特別評価は、条件附採用期間を評価期間として実施する。
- 3 特別評価は、総務部長が別に定める実施要領に基づき実施する。

第5章 雑則

(人事評価の異なる取扱い)

第24条 部長(相当職を含む。)に係る人事評価の実施に際しては、第6条(公務貢献評価の個別評語に係る部分に限る。)、第8条から第12条まで、第18条及び第21条の規定を適用しない。ただし、公務貢献評価における個人の目標は、被評価者が設定するものとする。

(苦情相談)

第25条 被評価者は、人事課長、主管課長(沖縄県行政組織規則(昭和49年沖縄県規則第18号)第98条の4に規定する主管課の長をいう。)、出納事務局会計課長及び労働委員会事務局調整審査課長に対し苦情相談の申込みを行うことができる。

- 2 被評価者は、前項の苦情相談のうち、評価結果に関するものについては、調整者が設置する苦情処理委員会に苦情処理の申込みを行うことができる。
- 3 前2項に規定するもののほか、苦情相談及び苦情処理の手續に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

(不利益取扱いの禁止)

第26条 評価者(補助評価者を含む。)、調整者及び知事は、被評価者が人事評価の結果について開示を求めたこと、苦情相談又は苦情調整を申し込んだこと、苦情相談又は苦情調整に関し調整者が行う調査に協力したこと等を理由として、当該被評価者又は当該調査に協力した者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

(秘密の保持)

第27条 人事評価に関する事務に従事する職員は、職務上知ることのできた内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。当該事務に従事しなくなった場合又は職員でなくなった場合においても、同様とする。

(評価シートの保存期間)

第28条 評価シートの保存期間は、10年とする。

(雑則)

第29条 この訓令に定めるもののほか、人事評価の実施に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定にかかわらず、法第57条の適用を受ける職員に係る人事評価は、当分の間、実施しない。
- 3 第2条の規定にかかわらず、前項の職員及び沖縄県職員の給与に関する条例(昭和47年沖縄県条例第53号。以下「給与条例」という。)第10条に規定する管理職員以外の職員に係る人事評価は、平成25年4月1日から実施する。

別表第1 (第3条関係)

人事評価の体制

職員の区分	機関・被評価者	1次評価者	2次評価者	調整者
-------	---------	-------	-------	-----

管理職層	部長（相当職を含む。）	公室長 部長 東京事務所長 会計管理者 参事監 医療技監	副知事		知事
	統括監（相当職を含む。）	労働委員会事務局長	副知事		総務部長
		統括監 参事 所長 事務局長	部長等		
		東京事務所次長	所長		
	課長（相当職を含む。）	本庁機関	課長	統括監	部長等
			広報監等 副参事 室長	課長	統括監
		出先機関	所長 校長 院長 館長 場長 副館長	所管課長	統括監
			課長 副参事 広域調査総括等 分館長 分室長 支所長	所長等	所管課長
			東京事務所課長 同副参事 企業誘致対策監	次長	所長
	中間層	班長（相当職を含む。）	本庁機関	課長	統括監
次の項の機関以外の出先機関			所長等	所管課長	
総括等を置く出先機関			総括等	所長等	
主査（相当職を含む。）		本庁機関	課長	統括監	
		次の項の機関以外の出先機関	所長等	所管課長	
		総括等を置く出先機関	総括等	所長等	
初任層（副主査、主任及び主事（相当職を含む。））	本庁機関	課長	統括監		
	次の項の機関以外の出先機関	所長等	所管課長		
	総括等を置く出先機関	総括等	所長等		

- 注1 調整者は、上記区分によることが適当でないとする場合は、評価者を別に定めることができる。
- 2 部長等とは、公室長、部長及び会計管理者並びに労働委員会事務局長をいう。
- 3 広報監等とは、沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号。以下「行政組織規則」という。）第249条の表において、特定の事務を総括する者をいう。
- 4 所管課長とは、行政組織規則第2章第2節において、出先機関に関する事務を所掌している本庁の課の課長をいう。
- 5 所長等とは、行政組織規則第250条に規定する所長、場長、院長、校長及び館長並びに事務局長をいう。
- 6 総括等とは、広域調査総括等の所長等以外の課長相当職をいい、総務部長が別に定める。

別表第2（第5条関係）

評価項目

--	--	--	--	--

職員の区分		評価項目	定 義
管理 職層	部長（相当職を含む。）	倫理・規律	公務員に求められる倫理感を持ち、規律を遵守している。
		組織管理	部下職員が能力を最大限に発揮できるよう組織運営を行っている。
	統括監（相当職を含む。）	倫理・規律	公務員に求められる倫理感を持ち、規律を遵守している。
		組織管理	部下職員が能力を最大限に発揮できるよう組織運営を行っている。
	課長（所属長に限る。）	倫理・規律	公務員に求められる倫理感を持ち、規律を遵守している。
		責任感・積極性	自らの役割を認識し、責任を持つとともに、組織の課題に積極的に取り組んでいる。
		企画力	担当する分野の将来を見通し、広い視野に立って戦略を打ち出している。
		調整力	利害が対立する相手に対しても信頼関係を構築しながら、説得力のある説明を行い、合意可能な結論を見出している。
		判断力	自らの責任と権限で適切な判断を行っている。
		組織管理	部下職員が能力を最大限に発揮できるよう組織運営を行うとともに、部下職員の安全確保・健康増進を図っている。
	所属長以外の課長相当職	倫理・規律	公務員に求められる倫理感を持ち、規律を遵守している。
		責任感・積極性	自らの役割を認識し、責任を持つとともに、組織の課題に積極的に取り組んでいる。
企画力		担当する分野の将来を見通し、広い視野に立って戦略を打ち出している。	
調整力		利害が対立する相手に対しても信頼関係を構築しながら、説得力のある説明を行い、合意可能な結論を見出している。	
判断力		自らの責任と権限で適切な判断を行っている。	
組織管理		部下職員が能力を最大限に発揮できるよう組織運営を行うとともに、部下職員の安全確保・健康増進を図っている。	
中間 層	班長（班の業務のとりまとめ等を行う主幹等を含む。以下同じ。）	倫理・規律	公務員に求められる倫理感を持ち、規律を遵守している。
		責任感・積極性	自らの役割を認識し、責任を持つとともに、担当する業務の課題に積極的に取り組んでいる。
		企画力	広い視野に立って具体的な課題を明確化し、解決策を打ち出している。
		調整力	相手の話の意図や立場等を理解し、的確な説明を行い、合意可能な結論を見出している。
		判断力	適時適切な判断を行っている。
		組織管理	班員が能力を最大限に発揮できるような組織運営を行うとともに、班員の安全確保・健康増進を図っている。

班長以外の 班長相当職	倫理・規律	公務員に求められる倫理感を持ち、規律を遵守している。
	責任感・積極性	自らの役割を認識し、責任を持つとともに、担当する業務の課題に積極的に取り組んでいる。
	知識・技能	職務に必要な知識・技能を習得するとともに、必要な情報を収集し活用している。
	企画力	広い視野に立って具体的な課題を明確化し、解決策を打ち出している。
	調整力	相手の話の意図や立場等を理解し、的確な説明を行い、合意可能な結論を見出している。
	判断力	適時適切な判断を行っている。
主査（相当職を含む。）	倫理・規律	公務員に求められる倫理感を持ち、規律を遵守している。
	責任感・積極性	自らの役割を認識し、責任を持つとともに、担当する業務の課題に積極的に取り組んでいる。
	知識・技能	職務に必要な知識・技能を習得するとともに、必要な情報を収集し活用している。
	企画力	広い視野に立って具体的な課題を明確化し、解決策を打ち出している。
	調整力	相手の話の意図や立場等を理解し、的確な説明を行い、合意可能な結論を見出している。
	判断力	適時適切な判断を行っている。
初任層（副主査、主任及び主事（相当職を含む。））	倫理・規律	公務員に求められる倫理感を持ち、規律を遵守している。
	責任感・積極性	自らの役割を認識し、責任を持つとともに、担当する業務の課題に積極的に取り組んでいる。
	知識・技能	職務に必要な知識・技能を習得するとともに、必要な情報を収集し活用している。
	企画力	担当者として常に問題意識を持ち、業務改善の提案を行っている。
	コミュニケーション力	相手の話を理解し、自分の考えをわかりやすく伝えている。

第1号様式（第7条関係）

公務貢献評価シート

職員基本情報		評価期間			
区分	所属	職名	氏名		
被評価者					
補助評価者					
1次評価者					
2次評価者					
調整者					

I 目標の設定及び公務貢献評価

整理番号	目標設定	自己申告	難易度/理由	1次評価		2次評価	
				所見	評価	所見	評価

部の目標		難易度	達成度 (評語)	達成度 (評語)
課の目標				
個人の目標		高度・複雑性		
達成水準			評価点	評価点
取組内容		効果の大・小		
期 限	業務ウエイト			
部の目標		難易度	達成度 (評語)	達成度 (評語)
課の目標				
個人の目標		高度・複雑性		
達成水準			評価点	評価点
取組内容		効果の大・小		
期 限	業務ウエイト			

公務貢献評価シート (続き)

II 総合所見

1次評価者	2次評価者

III 総合評価

区 分	1次評価		2次評価		調整後	
	評価点	評 語	評価点	評 語	評価点	評 語
総合評価点及び評語 (Iの合計)						

第2号様式 (第7条関係)

職務行動評価シート

職員基本情報	評価期間	職名	氏名
区分	所属		
被評価者			
補助評価者			
1次評価者			
2次評価者			
調整者			

I 職務行動評価

評価項目/着眼点	自己申告	1次評価		2次評価	
		段階 段階レベル (評語)	所見	段階 段階レベル (評語)	所見
		評価点		評価点	
		段階レベル (評語)		段階レベル (評語)	
		評価点		評価点	
		段階レベル (評語)		段階レベル (評語)	
		評価点		評価点	
		段階レベル (評語)		段階レベル (評語)	
		評価点		評価点	

職務行動評価シート（続き）

II 総合所見

1次評価者	2次評価者

III 総合評価

区 分	1次評価		2次評価		調整後	
	評価点	評 語	評価点	評 語	評価点	評 語
総合評価点及び評語（Iの合計）						

第3号様式（第17条関係）

平成 年度人事評価結果通知書

1 基本情報

			評価期間	
区分	部局／所属	職名	氏名	
被評価者				
補助評価者				
1次評価者				
2次評価者				
調整者				

2 評価結果

(1) 教務貢献評価

評価項目	評価点	達成度 (評語)
総合評価		
調整後の評語		

注 評価点及び評語は、2次評価後の評価結果である。

(2) 職務行動評価

評価項目	評価点	評語

改正規定（「必要」を「嘱託員に関し必要」に改める部分に限る。）は、平成24年 3月30日から施行する。

沖縄県訓令第32号

企 画 部

沖縄県工業技術センター嘱託研究員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県工業技術センター嘱託研究員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県工業技術センター嘱託研究員設置規程（平成12年沖縄県訓令第19号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

商 工 労 働 部

第5条第2項中「企画部企画調整課長」を「商工労働部産業政策課長」に、「総務部人事課長」を「総務部行政改革推進課長」に改める。

第8条を次のように改める。

（服務）

第8条 嘱託研究員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

- 2 嘱託研究員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 嘱託研究員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 4 嘱託研究員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

第9条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 前条の規定に違反したとき。

第9条に次の1号を加える。

(5) 委嘱の必要がなくなったとき。

第10条中「企画部長」を「商工労働部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年 4月 1日から施行する。ただし、第5条第2項の改正規定（「総務部人事課長」を「総務部行政改革推進課長」に改める部分に限る。）、第8条の改正規定、第9条第3号を同条第4号とし、同条第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に1号を加える改正規定及び同条に1号を加える改正規定は、平成24年 3月30日から施行する。

沖縄県訓令第33号

企 画 部

深層水技術嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

深層水技術嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

深層水技術嘱託員設置規程（平成13年沖縄県訓令第31号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

農 林 水 産 部

第4条第3項中「企画部企画調整課長」を「農林水産部農林水産企画課長」に、「総務部人事課長」を「総務部行政改革推進課長」に改める。

第7条を次のように改める。

（服務）

第7条 嘱託員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

- 2 嘱託員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

- 3 嘱託員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
 - 4 嘱託員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。
- 第9条第1項中「企画部長」を「農林水産部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第4条第3項の改正規定（「総務部人事課長」を「総務部行政改革推進課長」に改める部分に限る。）及び第7条の改正規定は、平成24年3月30日から施行する。

沖縄県訓令第34号

企 画 部

沖縄県情報技術嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県情報技術嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県情報技術嘱託員設置規程（平成18年沖縄県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 コーラル21ネットワーク上で稼働するシステムの運用及び管理に関する業務を円滑に推進するため、企画部情報政策課に沖縄県情報技術嘱託員（以下「嘱託員」という。）を設置する。

第3条第1号中「コーラル21ネットワークシステム」を「コーラル21ネットワーク」に改める。

第4条第3項中「総務部人事課長」を「総務部行政改革推進課長」に改める。

第6条第3項中「受ける職員」の次に「の勤務時間」を加える。

第7条第3項中「職務を」を「職を」に改める。

第8条に次の1号を加える。

(5) 委嘱の必要がなくなったとき。

第9条中「の施行」を「に定めるもののほか、嘱託員」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年3月30日から施行する。

沖縄県訓令第35号

出 納 事 務 局

沖縄県出納事務局決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県出納事務局決裁規程の一部を改正する訓令

沖縄県出納事務局決裁規程（昭和56年沖縄県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第15号及び第16号」を「第17号及び第18号」に、「第14号から第22号まで」を「第16号から第23号まで」に、「同条第10号」を「同条第12号」に、「課長」を「会計管理者及び課長」に、「同条第11号から第13号まで」を「同条第13号から第15号まで」に、「第6条の2第5号、第9号及び第11号」を「第6条の2第7号、第11号及び第13号」に改める。

第5条第3項中「第6条の2第14号から第22号まで」を「第6条の2第16号から第23号まで」に改め、同条第4項中「第6条第15号及び第16号」を「第6条第17号及び第18号」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年3月30日から施行する。

議 会 事 務 局 事 項

沖縄県議会訓令第2号

沖縄県議会事務局職員表彰規程の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

平成24年 3月30日

沖縄県議会議長 高 嶺 善 伸

沖縄県議会事務局職員表彰規程の一部を改正する訓令

沖縄県議会事務局職員表彰規程（昭和57年沖縄県議会訓令第2号）の一部を次のように改正する。
第8条を削る。

附 則

この訓令は、平成24年 4月 1日から施行する。

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話 098-866-2074

印刷所 有限会社 福琉印刷
〒900-0012 沖縄県那覇市泊 2-19-8